

# 第三次地域管理経営計画書

(神通川森林計画区)

計画期間 自 平成19年4月1日  
至 平成24年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象となる国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間である。

## 目 次

|                              |     |    |
|------------------------------|-----|----|
| はじめに                         | ．．． | 1  |
| 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項        | ．．． | 1  |
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針           | ．．． | 1  |
| (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項       | ．．． | 4  |
| (3) 流域管理システムの推進に必要な事項        | ．．． | 6  |
| (4) 主要事業の実施に関する事項            | ．．． | 7  |
| 2 国有林の維持及び保存に関する事項           | ．．． | 8  |
| (1) 巡視に関する事項                 | ．．． | 8  |
| (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 | ．．． | 8  |
| (3) 保護林に関する事項                | ．．． | 9  |
| (4) その他必要な事項                 | ．．． | 9  |
| 3 林産物の供給に関する事項               | ．．． | 10 |
| (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項     | ．．． | 10 |
| (2) その他必要な事項                 | ．．． | 10 |
| 4 国有林野の活用に関する事項              | ．．． | 10 |
| (1) 国有林野の活用の推進方針             | ．．． | 10 |
| (2) 国有林野の活用の具体的手法            | ．．． | 11 |
| (3) その他必要な事項                 | ．．． | 11 |
| 5 国民の参加による森林の整備に関する事項        | ．．． | 11 |
| (1) 国民参加の森林に関する事項            | ．．． | 11 |
| (2) 分収林に関する事項                | ．．． | 11 |
| (3) その他必要な事項                 | ．．． | 11 |
| 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項       | ．．． | 12 |
| (1) 林業技術の開発、指導及び普及のに関する事項    | ．．． | 12 |
| (2) 地域の振興に関する事項              | ．．． | 12 |
| (3) その他必要な事項                 | ．．． | 12 |

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、平成10年、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換するなど抜本的な改革を実施してきたところである。また、平成14年に策定された京都議定書の削減数値目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」や平成18年に策定された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林整備等が重要な課題となっているところである。

さらに、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組の展開が必要とされているところである

本計画は、「国有林野の管理経営に関する法律」第6条第1項の規定に基づいて中部森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、今後5年間の神通川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、神通川森林計画区の富山市、魚津市、黒部市、中新川郡、下新川郡の国有林野95,425haで、神通川森林計画区的全森林面積の47%である。

当計画区の国有林は、神通川、黒部川、常願寺川などの上流部である新潟県、長野県及び岐阜県の県境周辺に主として位置し、林分内容は、人工林率がわずか3%にとどまり、ブナ・ナラ等の天然林が97%と天然林の割合がきわめて高い。また、急峻な山岳地帯が多いため国有林野のほぼ全域が土砂流出防備、水源かん養等の保安林に指定されており、豪雨災害等により森林整備に対する関心が高まる中で、広域にわたる流域の山地災害防止、水源としての役割を担っている。このほか、自然景観に恵まれていることから、国有林野面積の79%に当たる76千haが、中部山岳国立公園等の自然公園に指定され、登山や自然観察などレクリエーションの場として多くの人々に利用されている。

このため、当計画区内の国有林野の有する水源かん養機能、山地災害防止機能や保健文化機能などの公益的機能の発揮を積極的に高めていくことを基本とし、併せて国有林野の活用等による地域産業の振興と地域住民の福祉の向上に寄与することとし、それぞれ森林の機能が適切に発揮されるよう管理経営を行っていくこととする。

具体的には

- ① 国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の3つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

- 「水土保全林」 土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林
- 「森林と人との共生林」 原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林
- 「資源の循環利用林」 公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の効率的な生産を行うことを重視する森林

② 流域の特性に応じた森林整備等の推進に向けて、流域管理システムの下で、流域森林・林業・木材産業活性化協議会等の場を通じて、情報交換等を行い、民有林との連携強化を図ることとする。

③ 森林による二酸化炭素の吸収・固定機能や国土の保全等、森林の持つ他面的機能の高度発揮を図るため間伐等を積極的に実施し、機能類型に即した健全で活力のある森林の整備を推進することとする。

④ 当計画区の国有林野は、急峻な山岳地帯が多く、また、神通川・黒部川・常願寺川の源流部に位置していることから、治山事業については、災害に強い安全な国土づくり、水源かん養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能の適正な発揮を基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に推進することとする。

特に、当計画区内の国有林野は、面積の79%が中部山岳国立公園等の自然公園に指定され、優れた自然景観を有する森林が多いことから、景観の保持に配慮した治山事業の実施に努めることとする。

⑤ 開かれた「国民の森林」の実現に向けた、保健・文化・教育的な活動の場としての国有林野の利用、ボランティアと連携した森林整備、森林・林業及び国有林に対する理解促進のための森林環境教育等の取組を推進することとする。

以上のことを踏まえ、当計画区の地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 黒部・立山地域（境川、小川、大蓮華、愛本橋、黒部奥山、布施川、片貝、早月、千石、ブナ坂、黒部谷割、常願寺、小口川、小原国有林）

当地域は、三俣蓮華岳（2,841m）から北に並行して走る立山、後立山連峰を源とする黒部川、片貝川、常願寺川等の急流河川の上流に位置し、朝日町、黒部市、魚津市、上市町、立山町、富山市の東側に所在する国有林野86,404haであり、ブナ、ナラを主とした天然林が全体の99%を占めている。

（ア）中部山岳国立公園等の自然公園に指定され自然景観に恵まれている森林、ブナ帯から高山帯にかけての代表的な森林及び黒部峡谷等の特殊な地形にある森林等は、自然環境の維持を図ることが期待されるとともに自然観察等森林レクリエーションの場に適した森林は、保健文化機能の発揮が期待されているため、森林と人との共生林に区分し、管理経営を行うこととする。

（イ）急峻な山岳地帯等で山地災害防止、水源かん養の機能の発揮が期待されている森林は、水土保持林に区分し、管理経営を行うこととする。

イ 神通川地域（長棟、大沢野、楡原、猪谷、大谷、小井波、野積国有林）

当地域は、横岳（1,623m）から白木峰（1,596m）に至る岐阜県との県境近くに位置し、富山市に所在する国有林野9,021haであり、比較的標高の低い部分に、スギを主とする人工林があるが、全体的にブナ、ナラを主とした天然林が多い。

（ア）白木水無県立自然公園に指定されている白木峰周辺の自然景観に恵まれている森林は、自然環境の維持を図ることが期待されているほか、自然観察の場として保健文化機能の発揮が期待されているため、森林と人との共生林に区分し、管理経営を行うこととする。

（イ）山地災害防止及び水源かん養の機能の発揮が期待されている森林は、水土保持林に区分し、管理経営を行うこととする。

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨とするとともに、国民の多様な要請に適切に対処するため、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に類型化し、以下のとおり機能類型に応じた適切な管理経営を実施することとする。

なお、機能類型ごとの管理経営の指針については、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

### ① 水土保持林に関する事項

水土保持林は、次の2つに区分して取り扱うこととする。

#### ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野（当該計画区の36%）は、主に土砂の流出・崩壊、雪崩の防止等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林を目的として管理経営を行うこととする。

具体的には

(ア) 天然林については、多様な樹種からなる健全な大径木を中心として複数の樹冠層を有する森林を維持・造成するため、天然生林施業、育成複層林施業を実施することとする。

(イ) 森林の状況から天然更新が可能な人工林については、健全な壮齢木を中心として高木の広葉樹が混交し、下層木や草本類も生育する森林に誘導するため、育成複層林施業による針広混交林化を進めることとする。

#### イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野（当該計画区の2%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源かん養機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種で構成され、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目的とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源かん養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

(ア) 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分については、育成複層林施業、天然生林施業を行い、複数の樹種及び樹冠層からなる森林に誘導することとする。

(イ) 天然力を活用した更新が可能な人工林においては、育成複層林施業を行い、複数の樹冠層を構成する森林となる施業を実施することとする。

水土保持林の面積

(単位：h a)

|          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 水土保持林の面積 |         | 36,889   |
| 区分       | 国土保全タイプ | 水源かん養タイプ |
| 面積       | 34,828  | 2,060    |

注：単位以下四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林は、次の2つに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野（当計画区の61%）は、主に原始的な森林生態系の維持等自然環境の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物の生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととし、森林施業は原則として自然の推移に委ねることとする。

具体的には

自然維持タイプの森林のうち貴重な高山植物の保護に資するための森林等（朝日岳垂直森林帯植物群落保護林等）、タテヤマスギの保存に必要な森林（名古屋スギ8林木遺伝資源保存林）等を引き続き保護林として管理していくこととする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野（当計画区の0.4%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図ることなど保健文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

具体的には

(ア) 人工林については、間伐等による針広混交林化や育成複層林施業を実施し、自然観察等に適した森林の造成や修景などを行うこととする。

(イ) 森林空間利用タイプのうち、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を行うことが適当と認められる室堂自然観察教育林等を引き続きレクリエーションの森として管理し、広く国民に開かれた利用に供することとする。

森林と人との共生林の面積

(単位：h a)

|              |         |           |     |               |
|--------------|---------|-----------|-----|---------------|
| 森林と人との共生林の面積 |         | 58,518    |     |               |
| 区 分          | 自然維持タイプ | 森林空間利用タイプ |     |               |
|              |         | うち、保護林    |     | うち、レクリエーションの森 |
| 面 積          | 58,148  | 12,723    | 370 | 370           |

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林の国有林野（当計画区の0.02%）は、全て分収林となっており、分収林契約に基づき公益的機能の維持増進にも配慮しつつ適切に管理経営していくこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：h a)

|             |           |            |  |
|-------------|-----------|------------|--|
| 資源の循環利用林の面積 |           | 18         |  |
| 区 分         | 林業生産活動の対象 | その他産業活動の対象 |  |
| 面 積         | 18        | —          |  |

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

流域を単位として、民有林、国有林が一体となって、森林・林業の活性化に向け「流域管理システム」を推進することとし、以下に掲げる事項を重点的に取り組むこととする。

- ① 国有林野事業に対する地域ニーズの的確な把握に努める。
- ② 森林・林業活性化協議会等の各種会議への積極的な参加により、流域管理システム推進のための助言・指導を行っていく。
- ③ 林業事業体の登録制度等を活用し、林業事業体の育成を図る。
- ④ 当計画区の森林整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア等と一体となった取り組みを推進する。
- ⑤ 路網の充実を図るため、民有林林道、国有林林道等との連携を推進する。
- ⑥ 流域のニーズに応じた技術開発や研修に必要なフィールドの提供を図る。
- ⑦ 国民各層への森林、林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等森林の利用の促進や体験林業等を通じた、森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、間伐及び保育作業の適切な実施により、健全な森林整備に努めることとする。

なお、事業の実施に当たっては、

- ① 労働安全衛生の確保
- ② 公益的機能をより重視した森林施業への転換に応じた伐採・造林等の技術の向上
- ③ 民有林行政と連携した高性能林業機械の活用などを通じたコスト縮減
- ④ 計画的な事業の発注による林業事業体の育成・強化

等に努めることにより事業の円滑・効率的な実施に努めることとする。

ア 伐採総量 (単位：m<sup>3</sup>)

| 区 分 | 主 伐 | 間 伐    | 臨時伐採量  | 計      |
|-----|-----|--------|--------|--------|
| 計   | —   | 17,189 | 13,511 | 30,700 |

イ 更新総量 (単位：ha)

| 区 分 | 人工造林 | 天然更新 | 計 |
|-----|------|------|---|
| 計   | —    | —    | — |

ウ 保育総量 (単位：ha)

| 区 分 | 下刈 | つる切 | 除 伐 |
|-----|----|-----|-----|
| 計   | —  | 17  | 80  |

エ 林道の開設及び改良総量

| 区 分 | 開 設 |         | 改 良 |         |
|-----|-----|---------|-----|---------|
|     | 路線数 | 延長量 (m) | 箇所数 | 延長量 (m) |
| 計   | —   | —       | 36  | 450     |

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 当計画区内の国有林野のうち約8割が中部山岳国立公園等に指定され、国有林野の約6割が「森林と人との共生林」に区分されており、レクリエーションの森の利用等による入り込み者がある。

特に、春季と秋季の乾燥期は利用者の増加と相まり山火事の発生の危険が増大する。このため、地元住民及び地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 利用者が増加するシーズンには、特に林野巡視等を強化して動植物の保護、自然環境の保全等の啓発活動や不法投棄防止の啓発に努めることとする。

#### ② 境界等の保全管理

国有林野を管理経営していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害については、被害の早期発見に努めるとともに、発見した場合は民有林行政や関係機関と連携しながら防除等に努めるものとする。

(3) 保護林に関する事項

希少な野生動植物の保全等自然環境の保全が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じた生物多様性の保全に努めるとともに、開かれた国有林の視点に立ってこのような森林についての情報の提供に努めることとする。

当計画区における保護林は次のとおりとし、適切な保護管理を図ることとする。

保護林

| 種 類       | 箇 所 数 | 面 積 (h a)  |
|-----------|-------|------------|
| 林木遺伝資源保存林 | 1     | 1 8        |
| 植物群落保護林   | 3     | 4, 8 7 2   |
| 特定地理等保護林  | 6     | 7, 8 3 3   |
| 総 数       | 1 0   | 1 2, 7 2 3 |

注) 各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・林木遺伝資源保存林：  
林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存
- ・植物群落保護林：  
希少化している高山植物群落、学術的価値の高い樹木群落等の保護
- ・特定地理等保護林：  
岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護

(4) その他必要な事項

森林獣害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めることとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

- ① 当該計画区においては、木材の供給に占める国有林材の割合は高くはないが、間伐など森林整備を通じて生産されるスギ等の供給に努めることとする。
- ② 木材の供給に当たっては、路網と高性能林業機械を組み合わせた抵コスト・高効率な作業システムの整備を推進することとする。

#### (2) その他必要な事項

木材利用促進を図るため以下の取り組みを推進することとする。

- ① 「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」等に基づき、林業・木材関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組むこととする。
- ② 「農林水産省木材利用拡大行動計画」等に基づき、庁舎等の新改築に当たっては、木造化、内装の木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ、間伐材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用推進に取り組むこととする。

### 4 国有林野の活用に関する事項

#### (1) 国有林野の活用の推進方針

- ① 当該計画区には、黒部奥山、ブナ坂及び黒部谷割国有林等をはじめ自然景観の優れた国有林野が多く、また、豊かな自然を背景にした観光業が重要な産業となっていることから、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健、文化、教育的利用に資するレクリエーションの森の活用を推進することとする。
- ② 地域の社会的、経済的状況を考慮して、公用・公共用施設への活用をはじめ地域における産業の振興、住民の福祉の向上など地域社会の活性化に資するよう「市町村の森」等による国有林野の活用を地方公共団体の要請に応じ積極的に推進することとする。

注) ・市町村の森：

環境保全、保健休養等の優れた価値を有する森林について、地域振興、地域の豊かな生活環境の確保の観点から、地方公共団体が森林公園等の用地として取得し、整備する森林

(2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用目的とその手法は以下のとおりである。

- ① 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設整備等…………貸付
- ② 「市町村の森」等…………売払い
- ③ 県道等道路用地…………売払い
- ④ 国道・砂防ダム敷等…………所管換

(3) その他必要な事項

活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

① 国民参加の森林整備を推進することとし、ボランティア、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドとなる「ふれあいの森」については、関係者との情報交換を通じて、その設定に向け積極的に取り組むこととする。

② ボランティア、NPO等が行う自主的な森林づくり活動を支援するためのフィールドの提供や必要な技術指導を行うとともに、地域の歴史的木造建築物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」への対応、ボランティア等との連携による希少種の保護等生物多様性や自然再生の取組に加えて、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努めることとする。

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力しようとする国民や法人等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとし、特に下流域の市町村や学校等が行う分収造林を積極的に推進することとする。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」、林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

イ その際、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

## ② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

注) ・ふれあいの森：

自主的な森林整備活動を行う森林ボランティア団体等と森林管理署等との協定締結により、森林整備を行う制度

・木の文化を支える森づくり：

地域の伝統行事、伝統工芸、歴史的木造建築物等の継承に貢献するため、地域の協議会等と森林管理署等との協定締結により、国民参加による森づくり活動を推進する制度

・遊々の森：

学校等と森林管理署等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度

## 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、当計画区における林業技術の開発、試験等に当たっては、地域のニーズを踏まえ産学官連携の下に推進することとする。

### (2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであり、森林の整備や国有林野の活用、立山等の森林空間の総合利用など、国有林野の諸活動と多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

### (3) その他必要な事項

生物多様性の確保に配慮した森林の保全

多種多様な生物が生息・生育する国有林野は、生物多様性の保全上重要な位置付けにあり、特に、希少野生動植物種については、生息・生育状況の把握にも努めつつ、生息・生育環境の保全を図るなど、生物多様性の保全に配慮した管理経営に努めることとする。